

農業委員会だより

ホームページ <https://www.city.fujioka.gunma.jp>

E-mail nogyo@city.fujioka.gunma.jp



【令和6年12月】

編集・発行

藤岡市農業委員会

藤岡市中栗須327

電話 40-2307(直通)



耕作放棄地（遊休農地）を解消しましょう

所有者の高齢化、遠隔地に居住する所有者の増加などにより、農地が耕作放棄地化する例が相次いでいます。

耕作放棄地は、地域の景観を損なうだけでなく、病害虫の温床や野生鳥獣の隠れ場所となる等、近隣の農作物への被害を及ぼすなどの問題が発生します。

このような耕作放棄地の解消・発生抑制に向け農業委員会では、農地の状況を把握するため、遊休農地の利用状況調査を行っています。農地をお持ちの方は、耕作放棄地にならないよう日頃から農地の適正管理に努めましょう。

目 次

- ・ 農地の利用のご相談なら P 2
- ・ 農業委員会での必要な手続き P 3
- ・ 農振農用地をお持ちの方へ P 4
- ・ 農地法等の処理件数 P 4
- ・ 相続登記の申請が義務化に P 5
- ・ 相続土地国庫帰属制度について P 5
- ・ 農作業中の事故にご注意を P 5
- ・ 老後のサポート農業者年金 P 6
- ・ 農業者の情報誌全国農業新聞 P 6
- ・ R 6 農作業受委託料金標準額 P 7
- ・ 藤岡市農地賃借料情報 P 8

お気軽にご相談ください

農業委員（14人）および農地利用最適化推進委員（17人）、両委員が連携して農地の利用の最適化推進を図るとともに、農業者の相談役を務めます。

また、相談内容については、秘密を守りますので、お気軽にご相談ください。

第24期 藤岡市農業委員会委員

氏名	住所
飯塚 光	中島
武藤 賢太郎	浄法寺
秋谷 房江	森新田
松村 敏恵	上栗須
清水 淑朗	立石
田沼 範明	下栗須
浅見 健司	上落合
山口 晓	神田
清水 春樹	矢場
中村 章弘	東平井
折茂 新一	白石
鈴木 儀幸	下日野
川村 信行	浄法寺
塚本 欣吾	小林

第3期 藤岡市農地利用最適化推進委員

氏名	住所	担当地区
飯塚 敬明	藤岡	藤岡
神田 隆	小林	
根岸 秀利	岡之郷	神流
黒澤 功	上戸塚	
渡邊 義晴	中	小野
茂木 敏夫	森	
野辺 均	中大塚	美土里
宮下 佐登志	本動堂	
横山 万寿雄	牛田	美九里
水沼 勝美	根岸	
高槻 勝義	高山	平井
服部 毅	白石	
堀越 昭彦	緑埜	日野
宮下 功	金井	
黒澤 松博	上日野	鬼石
柳澤 憲司	浄法寺	
齊藤 今朝男	三波川	



※任期：令和5年7月20日～
令和8年7月19日までの3年間

農地の売買・貸借・転用には、許可または届出が必要です

◆許可が必要な場合（調整区域内の農地）

- | | |
|-----------|--|
| 農地法第3条の許可 | 農地を、耕作を目的として、売買・贈与・貸借等により、権利を移転または設定しようとする場合 |
| 農地法第4条の許可 | 農地を所有者自身が農地以外に転用する場合 |
| 農地法第5条の許可 | 農地の所有者以外の者が、農地の所有権・賃借権・使用賃借権等の権利を移転または設定と同時に、農地以外に転用する場合 |

◆届出が必要な場合（市街化区域内の農地）

- | | |
|-----------|--|
| 農地法第4条の届出 | 農地を所有者自身が農地以外に転用する場合 |
| 農地法第5条の届出 | 農地の所有者以外の者が、農地の所有権・賃借権・使用賃借権等の権利を移転または設定と同時に、農地以外に転用する場合 |

農地の転用は、計画実現の確実性・緊急性・周辺農地や施設への被害が無いことが最も重要です。

また、転用を受ける場合、農地法の許可のみでなく、他の法令の許認可が必要な場合があります。この場合は、これらの許認可の見込みがないと農地法の許可を受けることができませんので、ご注意ください。

許可申請受付の締め切り日は、毎月15日です。（ただし、15日が休日にあたる場合は翌平日となります。）届出申請は、随時受け付けています。

計画のある方は早めに農業委員会事務局にご相談ください。



**農地の無断転用には
厳しい措置があります**



農地の無断転用とは、転用許可が不要とされる場合を除き、農地法の許可を受けずに、農地を住宅・店舗・物置・駐車場・資材置場等の耕作目的以外の用途に転換することです。

特に露天資材置場（建設資材・造園資材等）・農家の物置・作業場等に無断転用する事例が多く見受けられます。農地を無断転用した場合、工事中止や原状回復などの命令が出されることがあります。

また、3年以下の懲役、300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）に処せられることがあります。

農振農用地の農地転用には除外の手続きが必要です

藤岡市では、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）によって、農用地区域が指定されています。この区域は将来にわたって農地を守り農業を効率よく行うために農地を保護しています。この農用地区域に指定されている農地（農振農用地）については、住宅や資材置場等への転用は原則、許可されません。

分家住宅等への転用をするためには、農用地区域から除外申出をし、同意を受けた後、農地法第4条・5条の許可申請をして下さい。

農用地の除外申請については、農政課にご相談ください。



相続税の納税猶予を受けている農地は適正な管理を

特例適用農地等が耕作放棄されていたり、無断転用したりして、適正な農業経営が行われていない場合は、納税猶予が打ち切られて、猶予税額と利子を併せて納付しなければなりません。

納税猶予を受けている方は、常に納税猶予を受けていることを認識して適正な農地管理をお願いします。

適用を受けようとする方は申告期限までに農業委員会で証明する適格者証明書等を添付して税務署へ申告して下さい。

令和5年度 農地法及び農業経営基盤強化促進法処理件数

令和5年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく処理件数は以下の通りです。

農地法処理件数

区分	件数	面積(m ²)
農地法第3条許可	21	53,814
農地法第4条許可	12	11,385
農地法第5条許可	89	88,740
農地法第4条届出	11	5,016
農地法第5条届出	54	31,661

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等状況

貸 借		売 買	
貸人数	35	売人数	5
借人数	58	買人数	6
筆数	126	筆数	12
面積(m ²)	166,238	面積(m ²)	12,172

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました

相続等によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが、令和6年4月1日から義務づけられました。

令和6年4月1日より前に相続した不動産についても、相続登記がされていないものは、義務化の対象となりますので、ご注意ください。早めに法務局で相続登記をしましょう。

また、農地については、法務局での相続登記と併せて、農業委員会に届出書を提出してください。

相続登記の申請については、法務局にご相談ください。



相続土地国庫帰属制度についてのお知らせ



令和5年4月27日より、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が始まりました。

申請には、事前相談が必要になります。また、他にも土地の要件や負担金等が定められていますので、詳しくは、法務省ホームページをご確認いただくか、前橋地方法務局までお問い合わせください。

農作業中の事故に注意しましょう

近年、農作業中の死傷事故が多発しています。

ベテランであっても、「慣れ」や「焦り」が要因となった事故も毎年発生しています。経験年数を問わず、農作業を始める前には、ほ場等の危険箇所の確認や補修、安全な機械操作方法の確認を徹底するとともに、当日の体調や天候に応じた農作業計画を立てましょう。

農閑期は農業用ハウス等の補修等のため高所作業が増えることも予想されますが、脚立や屋根など高所からの転落に気をつけましょう。



老後のサポート農業者年金

農業者の皆さんに将来の安心をお届けする農業者年金に加入されていますか？農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積み立て方式（確定拠出型）の公的年金です。貯金する感覚で加入でき、税制面のメリットもあります。

◆加入できる人

次の3つの要件を満たしている人

- ① 20歳以上60歳未満
(国民年金任意加入者のみ65歳未満)
- ②国民年金第1号被保険者
- ③年間60日以上農業に従事している人
※配偶者や後継者等も加入できます。

65歳からの平均余命は…



◆保険料

月20,000円～67,000円の間の千円単位で自由に保険料が選べ60歳になる前月まで積み立てられます。加入・脱退も気軽にできます。また、35歳未満で特定の要件を満たす方は月1万円から積み立てられます。

◆その他

認定農業者等は助成があります。また、保険料は社会保険料控除の対象になります。

※現況届は年金を受給するために必要な毎年の手続きです

農業者年金を受給されている方は、毎年6月30日までに農業委員会事務局に現況届を提出してください（毎年5月中に現況届の用紙が受給者の方に郵送されます）。現況届が提出されないときは、提出されるまでの間、年金の支払いが停止する場合がありますので、ご注意ください。

※農業者年金受給者・被保険者のご遺族の皆様へのお願い

農業者年金受給者・被保険者がお亡くなりになられた場合は、最寄りのJA多野藤岡各支店に農業者年金死亡関係届出書を提出してください。受給者の場合、届出が遅れると年金の返還が発生する場合があります。

農業者向けの情報満載 全国農業新聞



全国農業新聞は、毎週金曜日発刊の新聞で農業の話題などが掲載されています。

- ①分かりやすい農業・農政の解説
- ②みんな知りたい経営・流通の最新情報が満載

■購読料：月700円

■お申込みは農業委員会事務局まで

令和6年度農作業受委託料金標準額

作業名		単位	標準額(円)	摘要
耕起（田畠共通）		10a	7,500	機械請負
麦作業	耕起・播種	〃	12,000	機械請負
	コンバイン 結束	〃	17,500	機械請負（結束縄請負者持ち）
	コンバイン 結束なし（カッター）	〃	17,000	機械請負
	乾燥機	60kg	1,000	水分 20～30%未満
水稻作業	代かき	10a	6,500	機械請負
	畦（あぜ）ぬり	1m	60	片側機械ぬり
	機械植え	10a	7,500	植え付けのみ
	育苗代 緑化	1箱	810	
	育苗代 芽出し	〃	410	
	コンバイン 結束	10a	18,000	機械請負（結束縄請負者持ち）
	コンバイン 結束なし（カッター）	〃	17,000	機械請負
	乾燥機	60kg	1,000	水分 20～30%未満
水稻・麦作業	もみすり代（玄米）	〃	800	
	入手間	1日	8,200	8時間
	入手間	1日	8,000	8時間
	椎茸 駒植え請負	1袋	700	ドリル作業なし
	オペレーター	1時間	1,500	
	ハンマーナイフ（草刈り）	10a	7,000	草丈 100cm程度
	サブソイラー	10a	7,500	機械請負
	プラウ	10a	7,500	機械請負
	遊休農地管理 (耕運・草刈り・畦畔等管理)	10a	30,000	年3回
	上記の項目を組み合わせた場合（セット料金）		38,000	年4回
		-	合計金額の 概ね8割	例：麦作業の耕起・播種+コンバイン（結束なし）の セット料金 $(12,000 + 16,000) \times 0.8 = 22,400$

(注1) この料金表は、農作業及び労賃の標準額であり農地面積や作業能率等条件によっても異なる為、当事者間で調整して下さい。

(注2) 受委託料金は、10アール1枚を基準とし、1枚が10アールに満たない場合には、10%程度加算するものとします。

(注3) 刈取りの場合、倒伏等作業困難のときは、当事者間で協議して下さい。

(注4) 育苗代については、多野藤岡農業協同組合の組合員の価格であり品種により価格が異なります。また、組合員以外については

別途多野藤岡農業協同組合へ問い合わせして下さい。

(注5) 上記の金額は消費税を含んでいます。また、回送料は含んでいませんので当事者間で調整して下さい。

藤岡市農地賃借料情報

令和5年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定がされた賃貸借及び農地法第3条の許可により設定された賃貸借における賃借料の水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

【田の部】

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
藤岡	6,714円	7,000円	5,000円	7件
神流	7,471円	9,825円	7,000円	6件
小野	—	—	—	—
美土里	7,000円	7,000円	7,000円	2件
美九里	3,913円	7,000円	2,103円	17件
平井	7,000円	7,000円	7,000円	1件
日野	—	—	—	—
鬼石	—	—	—	—
参考(市内全体)	5,434円	9,825円	2,103円	33件

【畠の部】

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
藤岡	5,000円	5,000円	5,000円	2件
神流	—	—	—	—
小野	5,588円	6,177円	5,000円	2件
美土里	6,000円	7,000円	5,000円	2件
美九里	3,551円	5,000円	2,103円	4件
平井	5,000円	5,000円	5,000円	1件
日野	—	—	—	—
鬼石	—	—	—	—
参考(市内全体)	4,762円	7,000円	2,103円	11件

※1：平均的な金額から著しく外れている特殊な取引は算定から除外してあります。

※2：参考(市内全体)の平均値は、データ数による加重平均の値となっています。

